# ハム類、熟成ハム類の赤肉中の粗たん白質測定方法 (燃焼法)手順書

#### 1. 適用範囲

この測定方法 (燃焼法) は日本農林規格におけるハム類、熟成ハム類及びその周辺食品に適用する。

### 2. 測定方法の概要

燃焼法用測定装置により試料を燃焼、還元し、生成したガスから窒素ガスを分離、検出させて試料中の窒素分を算出し、これに換算係数を乗じて粗たん白質とする。

# <u>3. 注意</u>事項

燃焼法用測定装置は、燃焼部、還元部が非常に高温になることから火傷に注意して、装置の説明書に従って使用すること。

## 4. 試薬及び装置

4.1 検量線作製用標準品

エチレンジアミン四酢酸(EDTA)又はアスパラギン酸のどちらかを使用する。

- (a) **EDTA**: 純度 99 %以上の標準品(窒素率が記載されているもの)
- (b) アスパラギン酸: 純度 99 %以上の標準品 (窒素率が記載されているもの)

#### 4.2 燃焼法用測定装置 (次の(a)、(b)、(c)、(d)の能力を有するもの)

- (a) 酸素(純度 99.9 %以上のもの)中で試料を熱分解するため、最低 870 ℃以上の操作温度を保持できる燃焼炉をもつこと。
- (b) 熱伝導度検出器による窒素 (N₂) の測定のために、遊離した窒素 (N₂) を他の燃焼生成物から分離できる構造をもつこと。
- (c) 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) を窒素 (N<sub>2</sub>) に変換する機構をもつこと。
- (d) ニコチン酸等検量線作成に用いたもの以外の標準品(純度 99 %以上)を用いて 10 回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値 ±0.15 %であり、標準偏差が 0.15 以下であること。

## 5. 測定操作

使用する装置の操作方法に従って測定する。なお、試料重量は 0.1 mg 以下の単位まで 正確に量りとる。

#### 5.1 検量線作成用標準品の測定

使用する装置の操作方法に従い、検量線作成用標準品を正確に量りとり、検量線を作成する<sup>(1)</sup>。

(1) 配付した試料の窒素分は2%から4%の範囲となっている。

#### 5.2 試料の測定

試料 $^{(2)}$ 約500 mg $^{(3)}$ を正確に量りとり1試料について1回測定を行う。

- (2) 配付された試料は試験時まで冷凍で保管する。試験実施時には解凍し室温になった後、試料採取する。
- (3) 装置の性能上500 mgが難しい場合は200 mgで行う。

### 6. 計算

「5.2」で測定した結果を用い、装置の操作方法に従って検量線を作成する。 検量線を用いて窒素分(%)を小数第3位まで算出し、下記の式を用いて粗たん白質(%) を小数第2位まで求める。窒素分は分析試料中に含まれる全窒素量の百分率である。

粗たん白質(%) = 6.25×窒素分(%)

# 試験用試料の調製

市販の製品から脂肪分、ゼラチン質、皮を取り除き切断した後、ミキサーで 5000 回転、30 秒粉砕し均一化する。

# 共同試験結果

#### ハム類、熟成ハム類の赤肉中の粗たん白質(燃焼法)

(1) 参加試験室数: 12

(2) マテリアル数:5

(3) 濃度: 13.71 ~ 22.87 %

(4) 併行標準偏差(Sr): 0.14~0.22

(5) 室間再現標準偏差( $S_R$ ): 0.29  $\sim$  0.42

(6) 併行相対標準偏差 (RSD<sub>r</sub>): 0.7 ~ 1.3 %

(7) 室間再現相対標準偏差 (RSD<sub>R</sub>): 1.7 ~ 2.2 %